

「基礎編」と「実務編」の2部構成 / 「実務編」のみの受講も可

著作権をめぐる法的トラブルへの実務的対応と 第4次産業革命を踏まえた法改正の最新動向

◆開催要領◆

- 日時● 2019年3月26日(火) 13:00-17:00
- 会場● 東京・麹町『厚生会館』

- ・「新聞や雑誌をコピーする」「ネットから引用する」「ブログやツイッター、フェイスブックなどに書き込む」といった日常的な情報の受信の中、知らない間に著作権に関する法的トラブルに巻き込まれ、企業活動に大きな影響を与えることがあります。
- ・著作権と関連する法律問題について、「どこまでがセーフ」で「どこからアウト」なのか、法律に詳しくない方にも理解いただけるよう、多数の裁判事例を交えながら、わかりやすく解説していきます。
- ・AIやビッグデータ等の技術革新を踏まえた著作権法、不正競争防止法等の法改正の最新動向を説明します。

◆講師◆

阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー・弁護士・弁理士 服部 誠氏

1994年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
 1998年 弁護士登録(第一東京弁護士会)、阿部・井窪・片山法律事務所入所
 2001年 期限付き任用法に基づき経済産業省知的財産政策室にて勤務(課長補佐)
 2002-2004年 海外研修
 ホフマン・アイトレ特許法律事務所、ペンシルバニア大学ロースクール卒業(法学修士号)、
 シフ・ハーディン法律事務所、マックス・ブランク知的財産研究所客員研究員、
 イーストマン・コダック、オプロン・スピバック・マクレランド・マイアー・アンド・
 ニューシュタット法律事務所
 2004年 米国ニューヨーク州弁護士登録、阿部・井窪・片山法律事務所復帰
 2007年- 慶應義塾大学理工学部(修士課程)講師
 2008年-2010年 日本弁護士連合会知的財産制度委員会幹事、同知的財産推進本部幹事
 2009年- 工業所有権審議会試験委員(弁理士試験委員・意匠法/特許法/実用新案法)
 2011年-2013年 日本弁護士連合会知的財産センター事務局次長
 2013年-2015年 日本弁理士会不正競争防止法委員会

他にも政府関係委員会・教育等の活動多数。
 詳しくは阿部・井窪・片山法律事務所の公式ホームページをご覧ください。

●受講料● 1名 <税込、資料代込>

基礎編・実務編両方受講

正会員	32,400円 本体価格 30,000円	一般	35,640円 本体価格 34,000円
-----	-------------------------	----	-------------------------

☆お願い:当日のご都合で、実務編のみのご参加になった場合でも料金のご変更できませんのでご了承ください。

実務編のみ受講

正会員	27,000円 本体価格 25,000円	一般	30,240円 本体価格 28,000円
-----	-------------------------	----	-------------------------

◆開催1週間前までに受講・票請求書をお送りします。

- * 最少催行人数に満たない場合は、中止させていただく場合もあります。
- * 会員企業一覧は当会ホームページで確認いただけます(<http://www.bri.or.jp>)
- * お申込後のキャンセルは原則としてお受けいたしかねますのでお申込者のご出席できない場合は、代理の方のご出席をお願いします。

★ FAXでのお申込み時、「0(ゼロ)発信のFAX機」ご使用の場合は別番号への誤発信が発生しています。ご注意ください。

●申込先● 一般社団法人 企業研究会 担当 薄井/usui@bri.or.jp
 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR麹町ビル2F
 TEL.03-5215-3516 FAX. 03-5215-0951

お申込みは当会ホームページから

企業研究会セミナー 検索

182203-0310(※)		2019.3.26 著作権の法的トラブルと実務的対応、法改正最新動向	
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
E-mail			
お申込内容 <input type="checkbox"/> 基礎編・実務編 両方受講 <input type="checkbox"/> 実務編のみ受講			

* お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

● プログラム ●

【第一部・基礎編】 13:00-14:00

1. 知的財産権とは？

- ・ 所有権と知的財産権の違い
- ・ 知的財産制度の意義
- ・ 知的財産権の種類

2. 著作権とは？

3. 企業活動と著作権

4. 第4次産業革命とは？

5. 第4次産業革命と知的財産法

【第二部・実務編】 14:10-17:00

6. 保護の対象「著作物」とは？

- ・ ありふれた表現の著作物性
- ・ 短い文書の著作物性
- ・ グラフの著作物性
- ・ 図表の創作性
- ・ ロゴマークの著作物性
- ・ 写真の創作性の基準
- ・ 実用品の著作物性
- ・ 編集著作物
- ・ データベースの著作物性
- ・ 著作物性と実務指針

7. 著作者と著作権者

- ・ 著作権と著作権者
- ・ 職務著作

8. 侵害行為の態様「著作権の種類」

- ・ 著作（権）者の有する権利
- ・ 著作財産権
複製権、二次的著作物創作権（複製権・
翻案権侵害の実務の指針）、上映権、
公衆送信権、二次的著作物利用権…など
- ・ 著作人格権
公表権、氏名表示権、同一性保持権

9. 著作物の適法な利用

～著作権の制限(権利制限)

- ・ 著作権の制限規定
- ・ 私的利用
- ・ 引用
- ・ 営業を目的としない上演など
- ・ 権利制限の実務指針

10. 著作権侵害

- ・ 著作権侵害行為
- ・ 依拠性の要件について

11. 著作権侵害と契約違反

- ・ 著作物利用者側の視点
- ・ 著作物保有者側の視点

12. 第4次産業革命とは？

- ・ クラウド、IoT、ビッグデータ、AIの関係
- ・ 主要国と日本政府の取り組み
・・・など

13. 第4次産業革命と知的財産法の改正

(1) 著作権法改正：

デジタル化・ネットワーク化の
進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備
(平成30年改正)

- ・ 著作物に表現された思想又は感情の
享受を目的としない利用
- ・ 電子計算機における
著作物の利用に付随する利用等
- ・ 電子計算機による情報処理及び
その結果の提供に付随する軽微利用等

(2) 不正競争防止法改正：

ビッグデータ等の保護を目的とした
「限定提供データ」に係る競争行為の追加
(平成30年改正)

…など